

主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和7年1月29日
経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示（以下「告示」という。）について、別に公示している案により、第4条第8号ハを新設する改正を行う予定のところ、主任技術者制度の解釈及び運用（20210208 保局第2号）に、告示第4条第8号ハに規定する需要設備に係る電気事業法施行規則第53条第2項第5号に定める委託契約の必要事項として

- ① 年次点検における点検項目として設備更新計画の履行状況確認を求める
- ② 電気管理技術者等が負荷の記録を1年間保存し、かつ過負荷が継続する場合にその原因を調査し、及び必要な対策を講じることを求める
- ③ 設置者が設備更新計画に基づいて主遮断装置等を更新することを求める旨を追加する改正を行うこととしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程（案）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年1月29日（水）～令和7年2月28日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 電力安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

